

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、公文中地区共同施行が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）公文中地区）を行うことについて令和5年7月11日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和5年7月26日から同年8月15日まで縦覧に供する。

令和5年7月21日

香川県知事 池 田 豊 人